

# 乳幼児用おむつ購入費用の一部を助成します

町では乳幼児期の子育てに係る経済的負担を軽減し、子どもの健やかな成長の促進と子育て支援を図ることを目的として、乳幼児用おむつ購入費用の一部を助成します。



## 1. 対象児

町内に住所を有する満2歳に達する日の属する月の月末までの間にある乳幼児。

**※ご兄弟がいる場合は、上記を満たす乳幼児が対象になります。**

## 2. 申請者

町内に住所を有する対象児を養育する者。

## 3. 助成額

対象児1人につき、**1カ月の購入額3,000円まで**を助成。

※ただし、購入額が3,000円に満たない場合はその金額までとなります。



## 4. 支給期間

対象児の**出生日の翌月から満2歳になる月の末日まで**。

※ただし転入者は、転入日の翌月から対象児が満2歳になる月の末日まで。

支給対象者又は対象児が転出等した場合は、その事実が生じた日の属する月まで。

## 5. 支給の内容

支給を受けることができるおむつ用品は次のものです。

- (1) 紙おむつ      ・      (2) 布おむつ

## 6. 助成の申請方法

おむつ購入後、次の必要書類を子育て支援課へご持参いただき支給申請書兼請求書の記載をお願いします。

乳幼児用おむつ用品支給申請書兼請求書

**\* 申請書兼請求書は月毎に1枚必要になります。コピー等をしてご使用ください。**

**例：4月分と5月分を申請する場合 → 申請書は2枚必要になります。**

おむつ購入費用を支払ったことがわかる書類（領収書等を添付）

**\* 購入先は富士河口湖町内の店舗に限ります。**

印鑑

振込先である銀行等の口座がわかるもの（通帳など）

**手続きの期限は購入の日から1年以内です。**

申請・問合せ先：富士河口湖町役場 子育て支援課 母子保健係

TEL (0555) 72-1174

富士河口湖町乳幼児用おむつ用品支給申請書兼請求書

購入日より1年以内に申請

令和6年11月1日

※提出期限は、購入日から1年以内です。

富士河口湖町長 様

申請者 住所 船津170  
氏名 富士太郎  
乳児との続柄(父)  
電話 0555-72-1111

必ず押印

1 次のとおり富士河口湖町乳幼児用おむつ用品の支給を受けたいので申請します。

Table with columns for child name (フリガナ, 氏名), address (住所), birth date (生年月日), sex (性別), and purchase fee (おむつ購入費).

※対象児のおむつ購入に係る請求書又は購入

購入該当月を記入

該当月のおむつ購入費の総額(税込)を記入

※2ヵ月分申請の場合、申請書を2枚作成してください

2 富士河口湖町乳幼児用おむつ用品支給の決定後、支給決定額を請求します。

Table with columns for bank name (金融機関名), branch name (支店名), account type (口座種別), and account number (口座番号).

◎申請年月日・印鑑・購入費・購入月以外を記入し

申請書をコピーして使用することもできます。

その際は、申請年月日・購入費・購入月を記入し押印のうえ申請してください。